

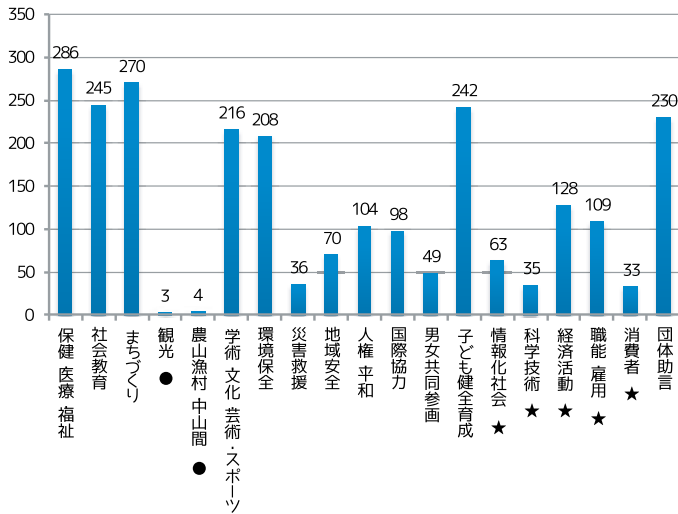
数字等で見えるNPO法人

NPO法人活動データ

平成24年12月31日時点で、県の
閲覧所および、各法人のホームページ
に公開されているNPO法人469法人の
事業報告書・定款等を確認のうえ、集計
し取りまとめたデータを掲載してい
ます。

【1】活動分野

(単位：法人)



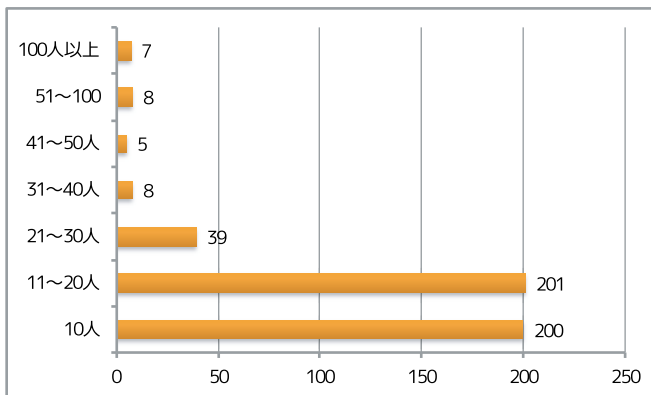
大分県のNPO法人で多く選択された分野は、「保健・医療・福祉」、「まちづくり」、「社会教育」、「子どもの健全育成」などである。

1法人は複数の活動分野を選んで活動目的にすることができます。したがって、分野別の法人数の合計は実際の法人数を上回ります。

★・・・平成15年5月1日追加分野 ●・・・平成24年4月1日追加分野

【2】NPO法人を構成している社員

(正会員) 数は(単位：法人)

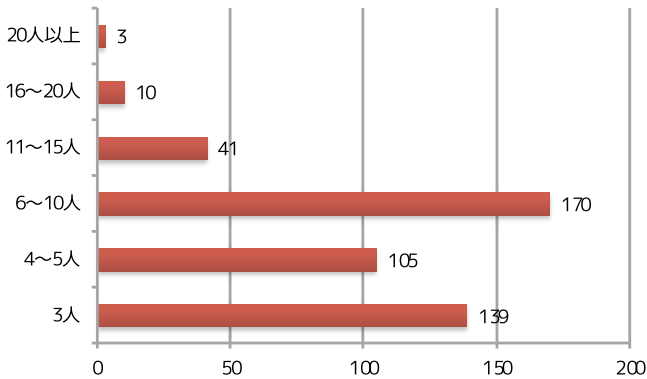


NPO法人は正会員（法人を構成する社員）が10名以上必要ですが、現在の法人の正会員数を見ると、「10人」ちょうどのところと、「11人以上20人以下」のNPO法人がほとんどである。

【3】法人の役員

①理事の人数

(単位：法人)



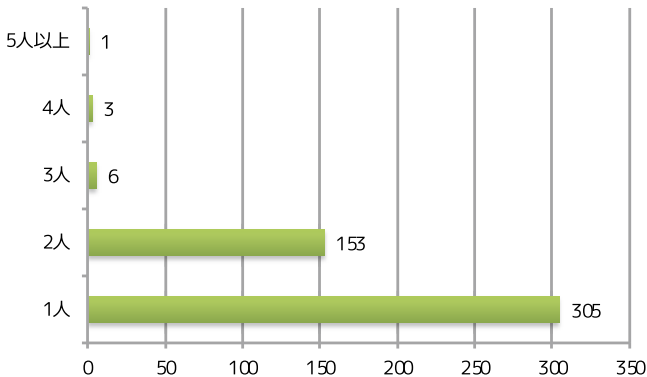
理事の数は、「6人から10人」というところが170法人と一番多く、次いで最少数である「3人」が139法人、「4人から5人」というところが順に多い。

〈取材メモ〉

理事会の開催頻度は、月に1回確実に開催しているという法人が事業型NPOで多く見受けられた。その他としては、何かあったときに招集して開催する程度のところが多く、全体的には理事会というより法人全体での定例会と兼ねているケースが多かった。

②監事の人数

(単位：法人)



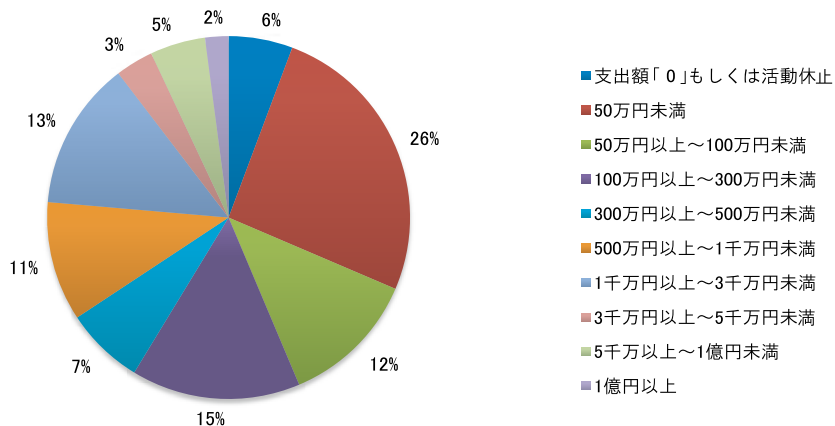
監事の数には、「1人」が305法人と圧倒的に多い。

〈取材メモ〉

監事の関わり度合いは、“年1回の会計監査と総会に出席する”という法人が最も多く、理事会や事業の様子を見に来るということは多くなかった。

【４】NPO法人の運営

①法人の事業規模（支出）

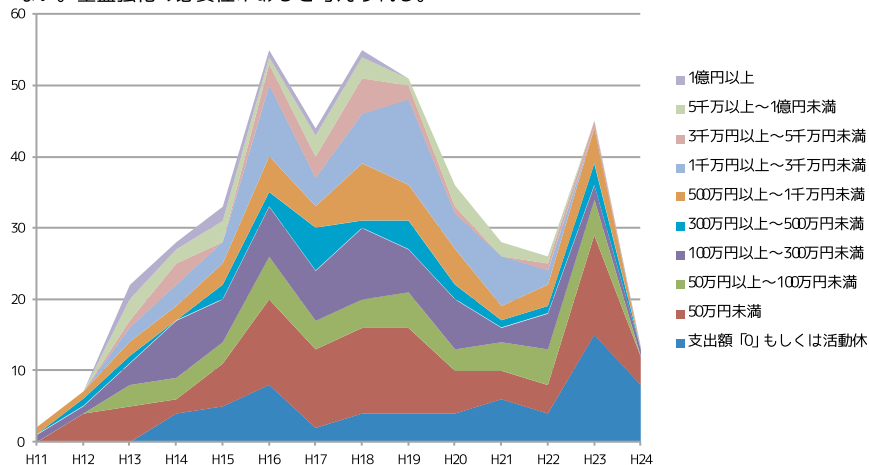


〈取材メモ〉

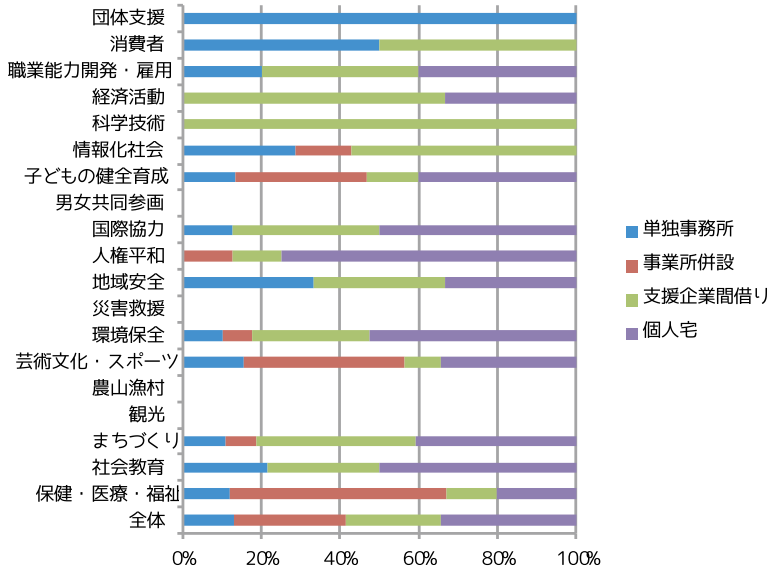
※直近の事業報告書未提出の法人を含まない中で、支出額「0」もしくは活動休止の法人が6%、50万円未満の法人が26%、50万円以上100万円未満の法人が12%と、法人全体の半数近くが100万円未満の事業規模である。ただし、事業規模がそのままNPO法人の活動状況を示すとは必ずしも言えるわけではなく、事業費計上を行わない形で社会貢献・地域課題に取り組んでいる法人もある。

事業規模が大きい法人は、指定管理者として施設管理の業務を行っている社会教育やスポーツの分野の法人、福祉など制度給付金で運営している法人、あるいは行政の委託事業を受けているところが多い。

認証年度別に事業規模（下図）をみると、事業年数を重ねながらも事業規模は拡大していない。基盤強化の必要性があると考えられる。



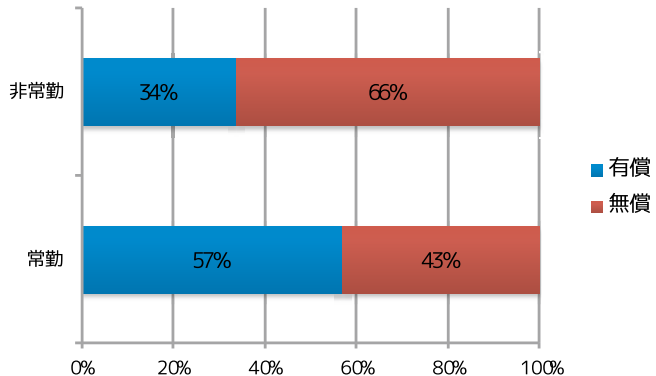
②事務所拠点の状況



〈取材メモ〉

事典掲載しているNPO法人の事務所保有数を調べてみると、理事長や理事の自宅を事務所にしていて法人が約34%、次いで福祉分野に多かった事務所併設型が約28%、まちづくり分野等で多かった支援企業等間借りが約24%、単独で事務所を構えている法人は約13%と少ない。

③職員の勤務形態

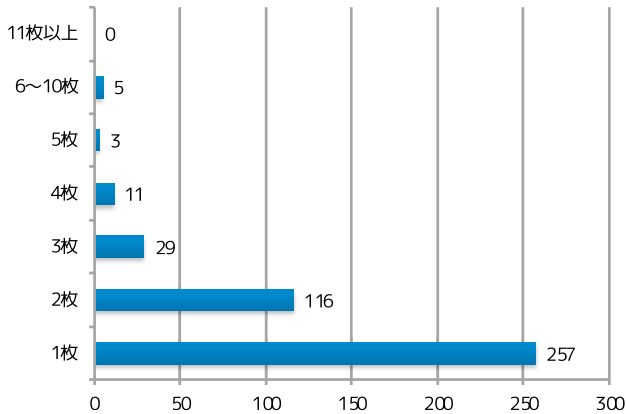


〈取材メモ〉

面談で、職員がいると答えた法人を無作為に100法人抽出して、勤務形態と給与を調べたところ、上図のような結果が出た。ボランティアに支えられている法人が多いという印象がある。

【５】NPO法人の情報公開状況

①事業報告書の提出枚数

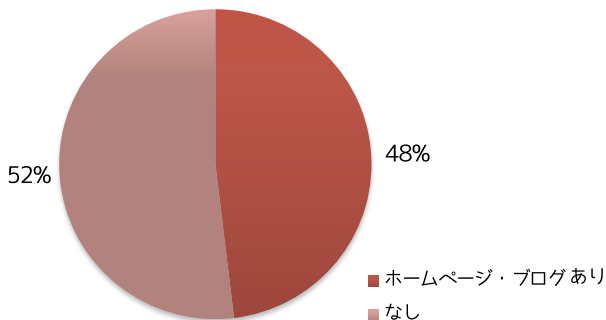


〈取材メモ〉

NPOのやるべきミッションに対して、その活動結果や成果を表す“事業報告書”（ここでは決算書の枚数を除く）。これを公開することがNPO法人のいちばんの義務であるが、年間の活動を記載した1枚のみの報告書として提出している法人が多数であった。事業毎に具体的に説明を書いている法人も見受けられるが、他のセクターから信頼を得たり、市民から寄付を募ったりするにはより多くの情報を公開して、多くの人に活動を知ってもらう必要があるだろう。

（事務局体制が不十分という問題もある）

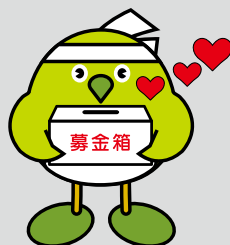
②情報公開ツールであるホームページやブログを所有しているか



〈取材メモ〉

他にも新聞広告や雑誌、会報誌なども重要なツールであるが、面談結果も踏まえて無作為に100法人の状況を調べてみたところ、48%の法人が所有している結果となり、ITでの情報発信基盤整備も今後の課題と思われる。

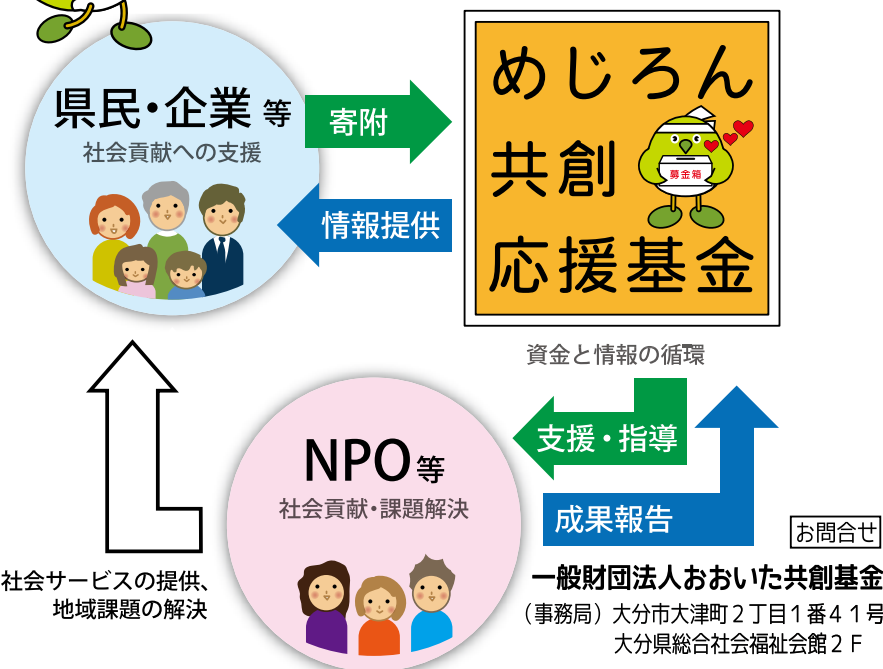
“おおいた”を 共に創ろう めじろん 共創応援基金



「めじろん共創応援基金」は、県民から資金を募り、ボランティア団体やNPO法人、コミュニティ団体等（NPO等）の公益活動の支援を行います。これにより、行政、民間といった従来の枠組みでは十分に対応しきれない地域課題の解決に取り組む公益活動を、県民全体で強化し支える地域社会の創造をめざします。



「めじろん共創応援基金」の運営



寄附・協力を したい方

寄附

寄附金付き自動販売機の利用

売上の一部が
基金活動に
寄附されます。



金融機関窓口の利用

大分銀行や豊和銀行、郵便局
などの窓口から寄附できます。

交流会やイベントへの参加

参加費の一部が寄附となり、
楽しい体験や
交流しながら
社会貢献に
参加できます。



香典返しの寄附

社会貢献を望む故人の遺志を
大切に受け継ぐことができます。

募金箱への寄附

店頭やイベント会場にある募金
箱に寄附。募金箱の貸出しもい
たします。

クラウドファンディング の利用

財団ホームページ上で応援した
い社会貢献活動を直接選んで寄
附します。

協力

事務代行依頼

NPO 等支援事業の事務代
行を当財団に依頼していた
でくことで、代行費が基金
活動にも活用されます。

商品・物資・人材の提供

NPO 等の活動やイベントに、商
品や物資を提供したり、人材を派
遣することを通して応援します。

寄附金付き自動販売機の 設置

自販機を設置して、売上の
一部を基金活動に寄附します。

冠助成・冠褒賞事業の提供

寄附者の意向を反映させた助成
金・表彰プログラムをつくるこ
とができます。

プロボノへの登録

プロボノとは、自分の知識や経
験、専門性を活かして社会貢献
する活動です。

寄附・協力を 受けたい方

助成事業への参加

事業に応募して、経費の支援
や専門家の指導を活用して運営
能力の向上を目指しましょう。

クラウドファンディング への参加

財団ホームページ上で、取組
みに対する資金援助を呼びか
けて寄附を募ります。

プロボノやアドバイザー の協力

専門知識や経験をもったプロ
ボノ登録者や運営アドバイザ
ーの協力を得ることができます。

NPO法人会計基準とは？



会計報告は、NPO法の中で重要な地位を占めるにもかかわらず、1998年にNPO法ができて以来、NPO法人のための会計基準はありませんでした。会計報告を作る基本ルールが存在しなかったために、NPO法人が公表する会計報告は千差万別でした。その結果、外部の利用者にとっては、NPO法人の活動実態がつかみにくく、他のNPO法人との比較をすることも難しく、数字の検証も出来ないものが多く存在していました。

こうした状態を改め、全国のNPO法人が統一したルールで会計報告を作成し、支援をする人たちに活動を分かりやすく伝え、信頼と支援を獲得できるようにするために、NPO法人会計基準が策定されました。

通常、会計基準は、行政主導で作成されますが、NPO法人会計基準は、NPO法人を支援する中間支援組織79団体で構成するNPO法人会計基準協議会が中心となり、民間主導で策定が進められました。

2009年3月31日に議論が始まり、1年4ヶ月の間、所轄庁を含む各方面から様々なご意見を頂き2010年7月20日に発表となりました。

この会計基準では、「市民の期待とそれにこたえるべきNPO法人の責任の双方にふさわしい会計基準とはいかなるものであるか」を策定の出发点として、以下の2点を基本的考え方として示しました。

- ①市民にとってわかりやすい会計報告であること。このために、
会計基準策定にあたり、会計報告の作成者の視点以上に、会計報告の利用者の視点を重視する。
- ②社会の信頼にこたえる会計報告であること。

NPO法の改正とNPO法人 会計基準の位置付けは？

-----→
2011年6月15日にNPO法改正案が成立し、2012年4月1日から施行されることになりました。

NPO法改正のうち重要なものの一つが、NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を、活動に係る事業の実績を表示する「活動計算書」を改めるというものです。あわせて、設立時に作成する「収支予算書」も、その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類である「活動予算書」に改めることになります。

また、活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、付属明細書的な位置付けとするものとなりました。

法律もNPO法人会計基準に沿った形で改正し、会計基準と法律との整合性を図ろうとしたものです。

会計の方法をできる限り統一することで、NPO法人の信頼性を向上させることを狙いとしています。

ただし、当分の間、収支計算書を提出しても構わないことになっています。

財務諸表の体系は？

-----→
NPO法人会計基準では、「活動計算書」と「貸借対照表」をNPO法人が作成しなければいけない財務諸表としています。また、「注記」を非常に重要なものと考え、会計報告に組み込むような位置付けにしました。

財産目録は、NPO法に規定がある以上作成しなければなりませんが、現状は、実質的には貸借対照表の付属明細書的な機能しか持たず、他の会計基準では財務諸表から除くようになってきたため、財産目録を財務諸表とは別の会計報告書と位置付けています。

NPO法人の財務諸表

活動計算書

貸借対照表

財務諸表の注記

財産目録



財務諸表とは別の会計報告書

活動計画書とは？

-----→

収支計算書が「収入」から「支出」を引いて、「当期収支差額」を計算するのに対して、活動計算書は「収益」から「費用」を引いて「当期正味財産増減額」を計算します。「収益」とは正味財産が増加した原因を表すのもで、「費用」とは正味財産が減少した原因を表すものです。「収益」も「費用」も、お金の入出金ではなく、それぞれに関連する経済的な事実が生じた時点で把握をします。

営利企業では、「収益」(売上など)をあげるために様々な「費用」(経費)を使います。しかし、NPO法人は、収益を上げるために活動しているのではなく、まず先に活動がありきで、活動にかかったコストがどれくらいであるかを表すのが費用です。それをどのような形で賄ったのかを表すのが「収益」で、活動の結果、正味の財産が1年間でどれだけ増えたのか、減ったのかを「当期正味財産増減額」として表します。「当期正味財産増減額」は、営利企業の損益計算書でいう「当期純利益」に相当するもので、この金額の赤字が続くと、NPO法人の経営は安定しません。

もし、NPO法人の通常の活動以外によって生じる収益・費用がある場合には、経営外収益・経常外費用に記載します。企業会計で言う特別利益・特別損失に相当するものです。該当がない場合には、省略することも可能です。

「当期正味財産増減額」に、前期末の正味財産である「前期繰越正味財産額」を加えて、「次期繰越正味財産額」を計算します。「次期繰越正味財産額」は、前期末の正味財産に、今期に増減した正味財産を加味しますので、期末の正味財産の金額を表します。

財務諸表の注記とは？

----->

「財務諸表の注記」は、「活動計画書」や「貸借対照表」を補足するものですが、NPO法人会計基準では、この「注記」を非常に重視しています。「注記」により、「活動計算書」や「貸借対照表」では表すことができない有益な情報をたくさん表すことができると考えています。注記に記載する項目は、以下のものです。

- (1)重要な会計方針
- (2)重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3)事業費の内訳又は事業別損益の状況を注記する場合にはその内容
- (4)施設の提供等の物的サービスを受けたことを財務諸表に記載する場合には、受入れたサービスの明細及び計算方法
- (5)ボランティアとして活動に必要な役務の提供を受けたことを財務諸表に記載する場合には、受入れたボランティアの明細及び計算方法
- (6)使途等が制約された寄付等の内訳
- (7)固定資産の増減の内訳
- (8)借入金の増減の内訳
- (9)役員及びその近親者との取引の内容
- (10)その他NPO法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

【出典】NPO法人会計基準ハンドブック 監修：NPO法人会計基準協議会専門委員会
発行：認定NPO法人会計税務専門家ネットワーク

(参考例)

活動計算書(注)

平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで

特定非営利活動法人 □□□□□□□□

(単位:円)

科 目	金 額		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益		(その他の事業がある場合)	
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000	0	100,000
賛助会員受取会費	200,000	0	200,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	105,000	0	105,000
施設等受入評価益	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4. 事業収益			
.....事業	1,500,000	—	1,500,000
.....事業	1,000,000	—	1,000,000
.....事業	300,000	—	300,000
.....事業	—	500,000	500,000
.....事業	—	0	0
5. その他収益			
受取利息	315	0	315
雑収入	7,000	0	7,000
経常収益計	3,212,315	500,000	3,712,315
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,680,000	0	1,680,000
臨時雇賃金	0	240,000	240,000
ボランティア評価費用	0	0	0
法定福利費	60,000	0	60,000
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	1,740,000	240,000	1,980,000
(2) その他経費			
諸謝金	155,500	0	155,500
印刷製本費	78,900	30,000	108,900
会議費	16,500	5,000	21,500
旅費交通費	222,555	50,000	272,555
通信運搬費	89,000	10,000	99,000
消耗品費	30,333	25,500	55,833
地代家賃	240,000	0	240,000
賃借料	19,260	5,000	24,260
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
保険料	0	0	0
租税公課	0	0	0
研修費	40,000	0	40,000

活動計算書（例）

支払手数料	3,150	210	3,360
雑費	1,223	555	1,778
その他経費計	896,421	126,265	1,022,686
事業費計	2,636,421	366,265	3,002,686
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	360,000	0	360,000
法定福利費	10,500	0	10,500
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	370,500	0	370,500
(2)その他費用			
印刷製本費	11,100	0	11,100
会議費	22,580	0	22,580
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	3,060	0	3,060
消耗品費	0	0	0
地代家賃	240,000	0	240,000
賃借料	0	0	0
減価償却費	0	0	0
保険料	0	0	0
租税公課	0	0	0
支払手数料	3,205	0	3,205
雑費	0	0	0
その他費用計	279,945	0	279,945
管理費計	650,445	0	650,445
経常費用計	3,286,866	366,265	3,653,131
当期経常増減額	-74,551	133,735	59,184
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却収益	0	0	0
2 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1 固定資産除・売却損	0	0	0
2 災害損失	0	0	0
3 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	-74,551	133,735	59,184
前期繰越正味財産額	350,000	0	350,000
次期繰越正味財産額	275,449	133,735	409,184

（注）特定非営利活動促進法第28条1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

※金額はあくまで参考で実際とは異なります

(参考例)

財務諸表の注記

特定非営利活動法人□□□□□□

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 NPO法人会計基準協議会)によっています。同基準では、特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

(1)固定資産の減価償却の方法
該当なし

(4)ボランティアによる役務の提供
該当なし

(2)引当金の計上基準
該当なし

(5)消費税等の会計処理
該当なし

(3)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

2. 事業費の内訳

事業費の内訳は以下のとおりです

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業				その他の事業		
	……事業	……事業	……事業	合計	……事業	……事業	合計
(1)人件費							
給料手当	1,080,000	600,000	0	1,680,000	240,000	0	240,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0
ボランティア評価費用	0	0	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0
人件費計	1,080,000	600,000	0	1,680,000	240,000	0	240,000
(2)その他経費							
諸謝金	130,000	25,500	0	155,500	0	0	0
印刷製本費	65,000	13,900	0	78,900	30,000	0	30,000
会議費	13,000	3,500	0	16,500	5,000	0	5,000
旅費交通費	125,005	97,550	0	222,555	50,000	0	50,000
通信運搬費	57,300	31,700	0	89,000	10,000	0	10,000
消耗品費	25,405	4,928	0	30,333	0	0	0
地代家賃	120,000	120,000	0	240,000	25,500	0	25,500
賃借料	19,260	0	0	19,260	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0	0	5,000	0	5,000
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0	0	0	0
諸会費	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0	0	0
研修費	0	40,000	0	40,000	0	0	0
支払手数料	2,100	1,050	0	3,150	210	0	210
雑費	823	400	0	1,223	555	0	555
その他経費計	557,893	338,528	0	896,421	126,265	0	126,265
合計	1,637,893	938,528	0	2,576,421	366,265	0	366,265

財務諸表の注記（例）

3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

（単位:円）

内 容	金額	算定方法
特に該当なし		

4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

（単位:円）

内 容	金額	算定方法
特に該当なし		

5. 使途等が制約された寄附等の内訳

当年度は寄附金が2万円ありましたが、使途等が制約された寄附金はありませんでした。

（単位:円）

内 容	前期繰越額	当期受入額	当期減少額	次期繰越額	備考
合計					

6. 固定資産の増減内訳

特に該当なし

（単位:円）

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
合計						

7. 借入金の増減内訳

特に該当なし

（単位:円）

科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
合計				

8. 役員及びその近親者との取引の内容

特に該当なし

（単位:円）

科 目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
（活動計算書）		
活動計算書計		
（貸借対照表）		
貸借対照表計		

9. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を

明らかにするために必要な事項

- ・現物寄附の評価方法
- ・事業費と管理費の按分方法
 - 地代家賃を事業と管理費で按分しています
- ・重要な後発事象
- ・その他の事業に係る資産の状況